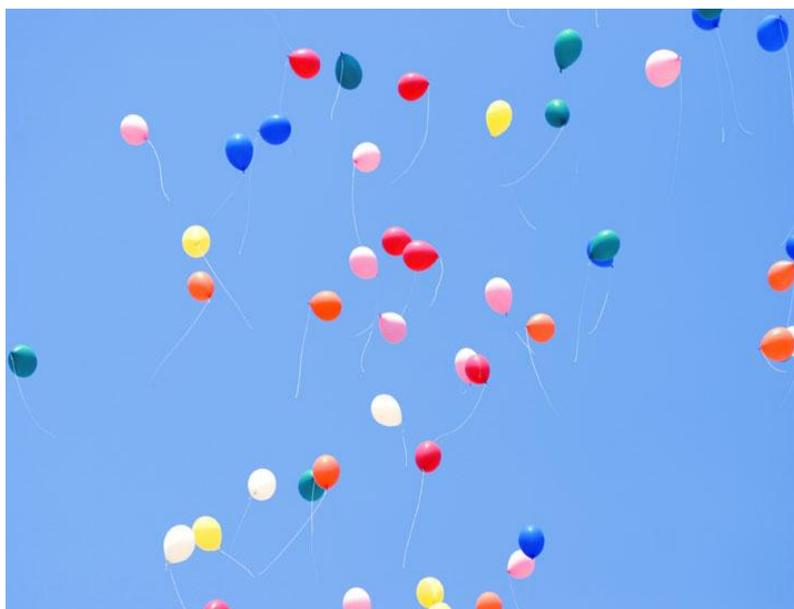


# 2011年 知的資産経営報告書

—緻密に攻める行政書士の軌跡と宣言—



行政書士 しおた事務所

<http://www.metro-tokyo.jp/top.htm>

# 目次



1. 所長あいさつ
2. 経営理念
3. 行政書士について
4. 業務概要
5. 沿革
6. 当事務所の知的資産
7. 将来の展望
8. 事務所概要
9. 知的資産経営報告書とは





他人をサポートする。人の役に立つ存在であり続ける。そういう想いで働いて自分の生きる糧が得られれば、それはとても素晴らしいこと。

そう考えて、大学で学んだ法律を何とか活かしていきたいとも思い……。

ルールが引かれていたかのように、それはごく自然に、行政書士という法律職の看板を上げることになっていました。

誰かをサポートするためには、あらゆる方向から事象を見つめ、“抜かりのない”事前対策が必要です。開業してからのほうが、資格を取得するときに比べ、数倍も法令についての知識の習得が必要になっていることが物語ってきます。

それは、根気の要る、タフな、失敗の許されない、極度に緊張する大切な作業です。



「二社間で営業譲渡を行うので、これまで保有していた許認可すべてが無効にならないように手続を進めて欲しい」

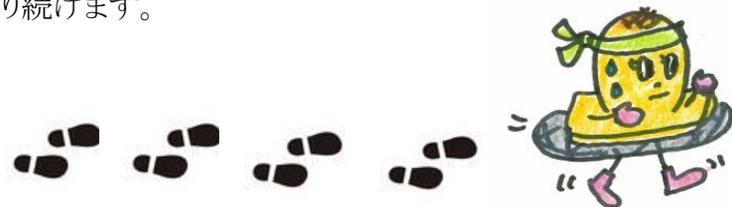
「今は従業員として勤務しているのですが、自分で起業して在留資格(ビザ)の資格変更を進めて下さい。日本で高校に通う子供たちがいるので、ビザの取得に失敗して帰国しなければならないような事態は絶対に避けたいんです」

「新規で診療所をこの日に開設することを決めました。すでに広告も打ってあるので、医療法の許可を必ず間に合うように取得していただきたい」

企業活動の命運を握る手続や、人生の岐路にあたる手続に携わる以上、関わる方すべての人が笑顔で次のステップに踏み出せるように、法令を遵守し、正確に、迅速に対応し、全力で立ち向かう。

当事務所のスタッフ一人ひとりが、しっかりと心に刻んで活動しています。

手続が終了したその先に見える、ご依頼主様の安堵の表情や笑顔。そして、感謝の言葉をいただける瞬間を目指して、しおた事務所は走り続けます。



## 多種多様な行政手続・法律関係の「手引き」の存在になります

専属の社員を置けない企業にとって、事業に関わる行政手続や法律関係を社内で調査し、対応して行くことは、人的にも労力的にもかなり難しいのが一般的です。手続や法令に馴染んだ専門家である弊事務所が、貴社のリクエストに応えられる「手引き」の存在として活躍します。

## 様々な場面で、資格に基づき活躍する「士業者」の窓口となります

「知り合いに弁護士がない」、「こんな手続は初めて行方が誰に頼んでいいのかわからない」「顧問の士業者とウマが合わなくなってきたので代えたい」というときに、弊事務所が長年に渡って構築してきた強力な「士業者ネットワーク」を通じて、貴社に合った人材をご紹介します。ご依頼事項が、弊事務所との協同作業でよりスムーズになるというメリットが生まれたケースもこれまで数多くあります。

## ご依頼いただく方の「ブレン」として考える存在になります

決まり事である手続をこなしていくだけの存在ではなく、数百にわたる多数の事業者と接してきた弊事務所の経験を活かし、経営面・財務面からのアドバイスを提供しながら貴社の事業活動を後方支援いたします。社長様のみならず、各担当部署の責任者様にも社外ブレンとして、幅広くご利用いただける存在であり続けます。

## ご相談・ご依頼いただいた方には、事業活動に専念していただきます

手続調査・実行、行政窓口との各種相談や法律の解釈は、ご依頼主様の本来の事業ではありません。難しい問題、ややこしい話、解決を急がれる案件などは、場数を踏んだ専門家である弊事務所にお任せ下さい。事業主様には本業に集中していただき、利益の確保・利潤の追求に専念していただきます。



この先を読み進んでいただくと、当事務所の業務内容・サービスの特徴等について分かっていただけるかと思えます。

しかし、私自身「行政書士って何をしてくれるの?」という質問を受けることが多々あります。まずは皆様に「行政書士」の仕事や役割について簡単にご紹介いたします。

近年は、行政書士を主人公としたドラマが放映され、以前よりもその知名度が上がっているかもしれません。桜井翔さんと堀北真希さんが出演していた「特上カバチ」は記憶に新しいのではないのでしょうか。

☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。

行政書士の仕事は、お客様のご依頼を受け、

- ①許認可等の申請に際して、官公署や行政機関等に提出する書類を代理で作成し、提出すること（営業許認可関係業務）
- ②①の書類作成に伴う相談に応ずること
- ③ i )遺産分割協議書や各種契約書などの書類（権利義務に関する書類）や、 ii )実地調査に基づく各種図面(位置図、案内図、現況測量図等)等（事実証明に関する書面）を作成すること
- ④官公署に提出する許認可等の書類に関する、聴聞手続等を代理で行うこと
- ⑤在留資格等の申請の代行を行うこと

などです。

お気づきかとは思いますが、業務の範囲が非常に広く、各行政書士で扱う分野や業務内容の詳細は異なってきます。お客様にあった行政書士を選び、気軽に法律相談ができるような関係を築いていけば、行政書士を利用する価値はぐっと上がるはずですよ。

過去には、「代書屋」と言われていたようですが、近年では、各企業の業務の多様化、たび重なる法律の改正、M & Aなどにより、各企業の法律問題に関する相談相手となるニーズも高くなっております。さらに踏み込んで、経営コンサルタントのような役割も担っております。

では、行政書士 しおた事務所はどんなことをしているのか？ 次ページ以降でご確認ください。

☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。☆:..。

当事務所で扱う業務は大きく分けて以下の3種類です。

## A

### 営業許認可関係業務

(官公庁への許認可申請にかかわるお手伝い)

- ・建設業許可／経営事項審査申請(経審)
- ・競争入札参加資格登録申請
- ・旅行業登録／旅行業協会入会手続
- ・宅地建物取引業免許／宅建協会入会手続
- ・建築士事務所登録
- ・貨物／旅客自動車運送事業経営許可
- ・古物商許可
- ・産業廃棄物収集運搬事業許可
- ・酒類販売各種免許
- ・金融商品取引業登録
- など

## B

### 国際関係業務

(入管や外務省、各国大使館への申請に関わるお手伝い)

- ・就労系ビザ申請 (プログラマー、通訳、コック、投資・経営等、及びその更新手続)
- ・身分に基づく在留資格の申請 (永住、日本人の配偶者、日本での子の出生など)
- ・国際結婚手続 (婚姻手続、大使館での各種申請支援、本国での申請支援など)
- ・日本国籍取得 (本国からの出生証明等の文書取得支援、帰化手続書類作成)
- ・アポステイーユ関連 (文書翻訳、公証役場手続、外務省公印確認、領事認証など)

## C

### 会社・各種法人法務関係業務

(企業の事業活動に伴い発生する手続等のお手伝い)

- ・株式会社設立関係書類作成
- ・合同会社設立関係書類作成
- ・株式会社各種変更手続関係書類作成
- ・公益法人の移行にかかわる手続
- ・医療法人設立関係書類作成
- ・医療法人変更手続関係書類作成
- ・定款の作成・変更
- ・増資(新株発行)手続
- ・必要な証明書類の取得
- ・公正証書の作成
- ・各種マネジメントシステムの構築
- ・社内規程類の作成
- など

次ページ以降で各業務の特徴について説明いたします。

## お客様のビジネスチャンス拡大のお手伝いをいたします

各種許認可を取得することは、事業の拡大、売上のアップ、取引先への印象アップ等々、大きなビジネスチャンスにつながります。また、事業内容によっては、許認可の取得が不可欠な場合もあることでしょう。

ただ、官公署あての書類の作成は分かりにくい部分が多いうえに、各官公署によって「くせ」があるのも事実です。きちんと書類がそろっていないと、容赦なく突き返されてしまいます。あまり書類作成に慣れていない方ですと、申請の途中で断念してしまうこともあるようです。

せっかくのビジネスチャンスを確実なものするためにも、専門家である私たちが代行いたします。申請までの期間も短縮されますので、お客様のストレスはほとんどなくなるはずです。

また、申請後のフォローももちろんいたします。役員や本社住所が変更になった場合等は是非ともご相談ください。必要な手続を助言&代行いたします。



### 取り扱う許認可の紹介（一部）

- ・建設業許可
  - ・競争入札参加資格登録申請
  - ・旅行業登録
  - ・宅地建物取引業免許
  - ・建築士事務所登録
  - ・一般貨物自動車運送事業経営許可
  - ・古物商許可
  - ・貸金業登録
  - ・酒類小売業許可
  - ・金融商品取引業登録
- など

これらはほんの一部です。日々、新しい許認可が生まれ、また時代の流れとともにお客様のニーズも変わっています。しおた事務所では、アンテナを高く掲げ、いつでもお客様のニーズにお応えできるような体制を整えております。

## 5つの安心

### その1 実務経験16年の実績

当事務所を開業してからの16年、毎日のように許認可に係る書類の作成をしております。その経験の積み重ねから、書類を作成するコツやノウハウを習得しております。また、各官公署のクセを考慮しながら業務を進めることができます。お客様にとってもより効率よく許認可を取得することにつながります。



←行政書士登録証

個人情報保護士  
認定試験合格証書 →



### その2 専門的知識の深さ

平成7年の旅行業法改正以来、旅行業の登録業務に関わっており、非常に業務に精通しております。また、行政書士唯一のJATA賛助会員であり、業界の最新情報をいち早くゲットすることができます。これまで関与した旅行者はのべ160社に及びます。

また、9年間にわたって都庁建設業課嘱託相談員を受託しており、非常に分かりにくく複雑な建設業許可申請は得意分野です。これまでに関与した建設業者はのべ100社に及びます。

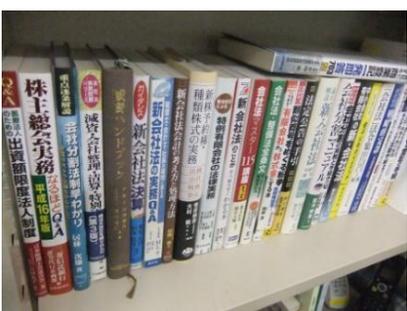
さらに、当事務所は行政書士が2名おり、法律的知識も豊富です。



←都庁相談員の様子



JATA賛助会員 会員証



### その3. 電子申請手続きのフル活用



近年では、紙で作成した申請書を直接官公署に持っていく必要がない場合があります。「電子申請」という申請の仕方が徐々に広まっております。

当事務所では、電子申請プログラムやインターネットを駆使した最先端の業務体制を構築しております。

現在、電子申請手続きはほんの一部の許認可でしか認められておりませんが、時代の流れを考えると、近い将来にほとんどの許認可で認められることになることは間違いありません。コンピュータを扱うことに苦手意識をもつ同業者がいることも否めませんが、当事務所では、今後も積極的に電子申請を活用いたします。

### その4 効率的、スピーディーで正確な申請



できるだけお客様に負担がかからないように、効率的・スピーディーに準備を進めることを心がけています。お客様に確認が必要な内容等は、できるだけ一括してまとめるようにしております。このことで、申請までの時間をぐっと短縮することができます。

もちろん、個々のお客様によって実態や要望等が異なりますので、追加の確認や書類の取得等が必要な場合も出てきますが、いずれの場合でも即座に対応し、お客様に連絡いたします。

前述の通り、インターネット環境を整え駆使することも、より効率的でスピーディーに準備を進めることにつながります。また、都内各所へのアクセスが抜群な場所に事務所を構えており、機動性には問題ございません。

もっとも、どれだけ早く準備を進めても、正確でなければ話になりません。当事務所には行政書士が2名おり、常に複数の目で申請書の確認をし、正確性を担保しております。

### その5 お客様の意向に耳を傾ける姿勢



許認可の申請をお手伝いする業務は、何よりもお客様のビジネスチャンス拡大のためです。お客様の意向や実態をできるだけ加味し、許認可で求められる条件等とすり合わせてお客様の納得できる形で申請するよう心がけております。ご要望等は何なりとおっしゃってください。

許認可によっては、申請後数年おきに更新手続きが必要な場合や、毎年の決算内容を報告しなければならないものがあります。そのような許認可を取得なさった場合には、必要な手続きについて連絡を差し上げる体制を整えております。せっかく取得なさった許認可を、誤って失効させてしまったり、行政からの監督・処分等を受けることのないように、アフターフォローをいたします。

## 分かりにくい入管や外務省等への申請をお手伝いいたします

グローバル化が進む中、外国からの優秀な人材を招いたり、外国に支店を設置することを考える企業や、外国で投資したいと考える個人の方が増えております。また、日本人との国際結婚や日本への永住を考える外国人も年々増えていきます。(下記の表を参照してください)



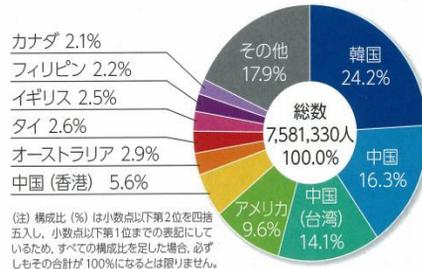
ただ、いずれの場合も手続は分かりにくく、慣れていない方ですと多大な労力と時間を費やすことになってしまいます。

しおた事務所では、数多くの企業や個人のお客様からの入管関連業務を受託しております。さらには、企業法務系事務所でもまれな公印確認や「アポストイユ」取得業務も取り扱っております。

(参考)入国管理局作成資料より抜粋

### 国籍・地域別外国人入国者数(平成21年)

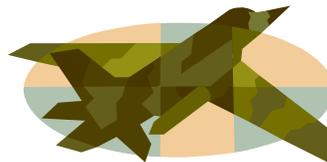
国籍・地域	入国者数	構成比(%)
■韓国	1,835,377人	24.2%
■中国	1,236,250人	16.3%
■中国(台湾)	1,067,134人	14.1%
■アメリカ	729,703人	9.6%
■中国(香港)	422,487人	5.6%
■オーストラリア	216,665人	2.9%
■タイ	198,922人	2.6%
■イギリス	189,988人	2.5%
■フィリピン	170,316人	2.2%
■カナダ	158,115人	2.1%
■その他	1,356,373人	17.9%



### 外国人入国者, 日本人出国者の推移



時代の流れに柔軟に対応し、お客様の活動を精一杯応援できるように体制を整えております。



## 在留資格に関する業務（入国管理局）

しおた事務所は、ご本人が入管に出向く代わりに、申請の取次（代行）ができます

東京入国管理局長承認（東）行98-第 98号  
東京入国管理局長承認（東）行10-第467号

外国籍の方が日本を訪問したいときや滞在したいとき、あるいは日本人が外国を訪問し、滞在したいときは、原則としてVISAの発行を受け、在留許可を取得する必要があります。

一定の国家間の短期滞在などではVISAの取得が免除されていますが、長期滞在の予定がある場合はVISAの取得が必須です。

## 在留資格の種類

## &lt;就労が認められる資格の例&gt;

- ・外交・公用
- ・就業（教授・芸術・宗教・報道・投資経営・医療・研究・教育・技術・人文知識国際業務・興業・技能など）

## &lt;就労が認められない資格の例&gt;

- ・短期滞在
- ・技能実習・留学・家族滞在など

## &lt;一定の身分による資格の例&gt;

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 など

在留資格の種類は様々であり、また取得申請に必要な書類は多岐にわたっています。また必要書類とはされていない書類を任意で提出することが、VISA発行につながることもあります。

しおた事務所では、在留資格認定証明書の申請、在留期間の更新や変更だけでなく、永住許可の申請、日本企業への役員就任に伴う申請、再入国許可の申請も行っております。また国際結婚に関するご相談、外国人登録の手続に関するご相談もうけたまわっております。

これまでのノウハウと経験により、個々のお客様に必要な文書や問題となりそうな事柄の見極めには自信があります。

## 在留資格に関する業務 (入国管理局)

## &lt;上陸許可証印の見本&gt;

入国管理局作成資料より



## &lt;日本に滞在中に入管への申請が必要な場合&gt; 入国管理局作成資料より

私たち  
外国人夫婦に  
子供が生まれ  
ました……。

出生・日本国籍の離脱  
などにより、日本にお  
いて外国人として在留  
することになった場合

**在留資格**  
を取得する必要が  
あります。

このデザインの証印については  
平成20年6月1日から使用しています。

見本 見本

ビジネスで  
長期滞在中ですが、  
休みを利用して  
帰国します。

一時的に外国へ旅行し、  
再び同じ在留目的で  
入国を希望する場合

**再入国許可**  
を受けると便利です。

このデザインの証印については  
平成20年6月1日から使用しています。

見本 見本

留学生として  
在留中ですが、  
アルバイトは  
できますか。

許可された活動以外の  
就労活動(アルバイト)を  
行うことを希望する場合

**資格外活動許可**  
の申請をしてください。

見本 見本

長く日本で  
生活してきたので、  
このまま日本で一生を  
過ごしたい……。

日本に永住を希望する  
場合

**永住許可**  
の申請をしてください。

このデザインの証印については  
平成20年6月1日から使用しています。

見本 見本

もう少し語学教師を  
続けたいの  
ですが……。

許可された在留期間を  
超えて在留を希望する  
場合

**在留期間更新**  
の申請をしてください。

このデザインの証印については  
平成20年6月1日から使用しています。

見本 見本

日本の女性と  
結婚したの  
ですが……。

現在の在留目的を  
変更して在留を  
希望する場合

**在留資格変更**  
の申請をしてください。

このデザインの証印については  
平成20年6月1日から使用しています。

見本 見本

就職しようとする  
会社から働いてもよい  
という証明書を提出  
するよう言われ  
ましたが……。

**就労資格証明書**  
の申請をしてください。

見本

日本に滞在中も、必要な手続をしていないと、在留資格がなくなってしまう恐れがあります。

状況の変化が予想される場合や心配なことがある場合は、すぐにお問い合わせください。

## 在留資格に関する業務（入国管理局）

近年、残念ながら同業者である行政書士が、不正に外国人と日本人との偽装結婚をあっせんする等の事件が発生しております。法律の網目をかいくぐり、人の弱みに付け込んだ、醜い犯罪です。同業者としてのみならず、人間として許し難い行為であります。

当然のことながら、しおた事務所では、真正な手続のみをお手伝いいたします。

### 用語の解説



入管に関する用語には、分かりにくいものがあります。在留資格に関する用語について、簡単に解説いたします。

#### <在留資格認定証明書>

日本に入国を希望する外国人や日本国内に在住する代理人は、最寄りの入管へ申請書類を提出することにより、事前に在留資格の認定を受けることができ、「在留資格認定証明書」が交付されます。VISA発給申請の際、また日本の空港等での上陸審査の際にこの証明書を提出すれば、審査がスムーズになります。

#### <査証(VISA)> (外国の方が日本にくる場合)

外国の方が自国を出発前に、自国にある日本大使館や領事館で取得するもので、原則としてその取得が求められているもの。外国の方の持っている旅券が有効であることの確認と入国させても支障がないという推薦の意味があります。

#### <査証免除> (外国の方が日本にくる場合)

短期間の滞在を予定する外国の方については国際移動の円滑化を図るため、国と国との間で相互に査証を免除する取り決めを結ぶことがあります。

平成22年4月現在、日本は61カ国・地域の一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施しています。

#### <在留資格> (外国の方が日本にくる場合)

入国の際に外国人の入国・在留の目的に応じて入国管理官から与えられる資格で、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

### 公印確認・アポスティーユに関する業務 (外務省・公証役場)

外国での各種手続（結婚・離婚・出生、査証取得、会社設立、不動産購入など）のために、日本の公文書や日本で作成した私文書を提出する必要が生じ、その提出先機関から、日本にある提出先国大使館（領事館）の認証または外務省の認証を取得するよう要求された場合に必要となるものです。

あまりなじみがない方が多いかもしれませんが、外国での活動を考えている方は、「しおた事務所でお手伝いできる」ということを頭の片隅にでも置いておいていただくとありがたいです。

例えば、こんなときに外務省の証明が必要です。

#### 納税証明書（和文）を中国に提出する場合

中国の取引先から、会社の納税証明書の提出を求められた！

税務署で納税証明書を手に入れたぞ！

日本なら、この書類をそのまま提出すれば通用します。それは、書類にある税務官の「印」（公印）が真正のものであり、信用性があるのは当然！と考えられるからです。しかし、外国ではそれが通用しません。

そこで…

書類にある税務官の「印」（公印）が、確かに真正で信用性があることを外務省で証明してもらい、中国領事館で外務省印の証明をもらった上で、納税証明書を先方に提出する！

この手続をお手伝いいたします。

提出先が、どこの国か、公文書か私文書か、和文のままか、英文等外国語への

翻訳が必要かどうかによって、必要な手続きが異なります。

## 公印確認・アポステューユに関する業務 (外務省・公証役場)

### 外務省での証明の種類

＜公印確認＞ 駐日領事による認証を受けた公文書に直接押印してする確認証明

＜アポステューユ＞ 付箋による証明

書類提出先が、ハーグ条約に加盟している場合は、原則としてこのパターンです。

このこと

### 公証役場での証明の種類

＜私文書認証＞ 私文書の内容の正しさや、署名者の証明

#### Ex) 商業登記簿謄本（英文）の証明

法務局で登記官の「印」が真正である旨の証明をもらう

登記簿謄本の英訳を公証役場に持参

英訳が正しい旨を公証人の前で宣誓する

〇〇が宣誓した旨を公証人が証明する

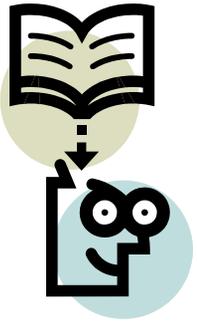
公証人の公印の真正を法務局長が、法務局長の公印の真正を外務省長が証明する



外務省・公証役場での証明を受ける際、各種証明書は外国に通用する言語（英語）で作成する必要があります。

しおた事務所では、これらの証明書の英訳からお手伝いすることができます。また、外務省・公証役場へのアクセスも抜群ですので、お客様をお待たせいたしません。

## 法人の一生のあらゆる場面で、法的なサポートをいたします



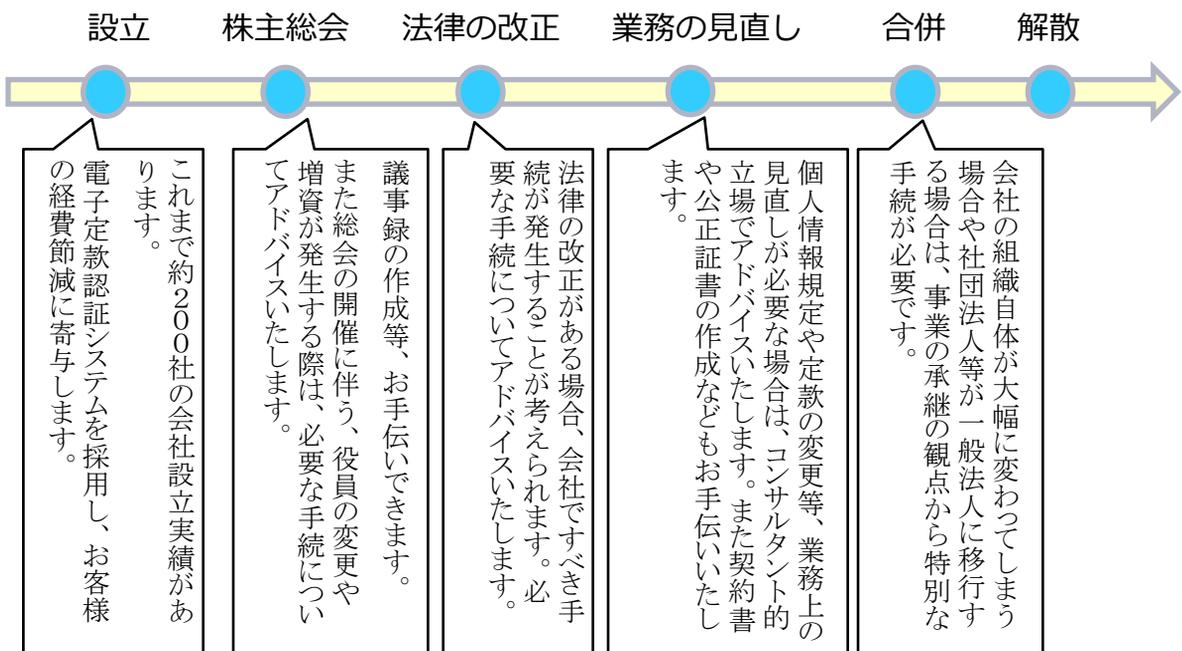
平成18年の会社法改正以来、個性豊かな会社がたくさん設立されています。個性がある分、それまでの法律で規制していたことも、個々の会社の管理に任せられるようになりました。

会社に変化が生じたときどのような手続きを踏めばいいのか、業務をより効率的にするにはどうしたらいいのか、関係会社との関わりをどうしたらいいのか…など、会社が存続している間にクエスチョンマークがたくさん出てくることでしょう。日常的にも、契約書の作成や証明書類の取得等、困ってしまうことは数えきれないほどあるのではないのでしょうか。

しおた事務所では、会社の設立から存続、ひいては合併や消滅に至るまで、法人法務に関するサポートをいたします。気軽に法律相談をするつもりで、お声かけ下さい。

また、会社法人に限らず医療法人やNPO法人、社団法人等の各種手続もお手伝いできます。各法人独特の手続が発生し、会社法人の手続きよりも分かりにくい部分があります。しおた事務所がサポートいたします。

## 法人の一生と法的場面



## 当事務所の活用メリット



### その1 会社設立の実績

これまで、約200社の設立実績があり、確実に業務を進めることができます。また、電子定款認証システムを採用し、お客様の経費節減（4万円減税）に寄与します。

定款記載事項については、お客様の事業の発展を鑑みてアドバイスいたします。

### その2 コンサルタント業務にも対応

プライバシーマークの認定申請などについても、お客様の必要に応じて対応いたします。もちろん、知的資産経営報告書（この冊子のようなもの）の作成も承ります。

また、多数の有資格者（弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士等）とのネットワークを築いており、専門分野ではない問題にも対応できる体制を整えております。

さらには、至近にある神田公証役場とは懇意にさせて頂いており、気軽に法律相談に応じてもらうことができます。

法律の大改正がありますと、法人の基本的な事項や派生的な事項までを抜本的に見直す必要が生じる可能性もあります。法律的な観点から必要な手続等に漏れがないようアドバイスいたします。

### その3 きめ細かいサポートと信頼関係の構築

少人数体制の当事務所だからこそできる、きめ細かいサポートをいたします。各会社の実態や特徴を考慮に入れ、各会社様へのベストな対応ができるように心がけております。おかげさまで、既存のお客様との信頼関係を構築することができ、繰り返しご依頼いただくことが非常に多いのが現状です。

日常の些細なことでも疑問に思うことなどございましたら、相談に応じます。



## 所長の軌跡

## 生立ち

1964年 5月 茨城県筑西市に生まれる  
 1983年 3月 栃木県立栃木高等学校卒業  
 1988年 3月 中央大学法学部法律学科卒業

## 開業

1994年 1月 行政書士試験に合格し、開業準備を始める。  
 1995年 3月 中野区の自宅にて開業。  
 資格予備校の講師を務めながらの営業活動。  
 8月に初めての仕事を受託。

## 移転

1996年 5月 事務所を千代田区に移す  
 1997年12月 公認会計士の友人と共同事務所を開設  
 その後、千代田区内で4回移転  
 2003年 4月 現在の事務所に移転

## 発展

1998年 2月 海事代理士事務所登録  
 2006年 2月 財団法人全日本情報学習振興協会  
 個人情報保護士認定  
 2010年 6月 一般社団法人省エネ環境推進機構  
 省エネ環境診断士認定

## 現在

## &lt;役職等&gt;

日本行政書士会連合会第二業務部専門員  
 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター監事  
 東京都行政書士会千代田支部 広報・IT担当副支部長  
 東京都都市整備局市街地建築部建設業課嘱託許可相談員  
 千代田区区民相談員担当  
 全国建設業関係行政書士協議会会員  
 行政書士白門会常任幹事

## &lt;専門分野&gt;

旅行業登録、建設業許可関連業務、宅地建物取引業免許申請  
 測量業者登録、マンション管理業登録、建築士事務所登録  
 株式会社・NPO法人設立・社団法人設立・医療法人設立  
 外国人在留資格関係業務、帰化申請  
 プライバシーマーク取得支援業務  
 運送業許可、古物業許可、貸金業登録、酒類販売免許  
 登記簿謄本・戸籍謄本の(日→英)訳・(韓→日訳)  
 公印認証(アポステイユ)取得 など

行政書士 しおた事務所

行政書士 塩田英治事務所



## メディア掲載・講師歴

## メディア掲載

1996年 4月 『仕事の教室』 創刊号掲載



開業翌年に、行政書士として開業するための決め手についてコメント。

<3つの決め手>

1. 独立に役立つ職場で、事前にノウハウと仕入れた
2. 友人の公認会計士と協力関係が築けた
3. 子供の誕生が発奮材料に

1997年 2月 『BIG tomorrow』 2月号掲載



1997年10月 『仕事の教室』 10月号掲載

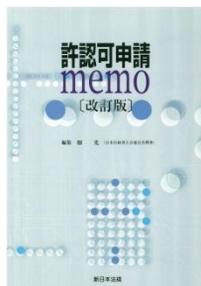


1999年 9月 『稼げる資格410』 1999年秋号掲載



Benesse 職業しらべナビCD-ROM  
行政書士業についてコメント

## 著書



「許認可申請memo 改訂版」  
新日本法規出版(株) 発行  
共著

## 講師歴

行政書士会主催 研修講師  
資格予備校 臨時講師 等、  
数多くの講師経験あり。

お声がかかれば、全国的に講師  
として飛び回っています。

## 知的資産価値創造フロー

**その1 すべてのベースとなる経営理念**

当事務所の経営理念がベースとなり、行政書士としてのプライドを持って行動いたします。お客様の想いを実現すべく、できる限りの努力を怠りません。

**その2 確かな経験・実績**

ゆるぎない経験と実績は、決してお金では買うことができないものです。それは、強力なネットワークのもとであり、お客様への有意義なアドバイス・行政への適切な対応につながります。

**その3 高い専門性**

専門的な知識はもちろん、インターネット環境の整備や膨大な資料は快適なサービスを提供するために不可欠です。

**その4 新たなステップ**

決して現状に満足することなく、常に貪欲に前進し続ける姿勢を忘れません。

## その1 すべてのベースとなる経営理念

## ☆経営理念

とにかくお客様に気持ち良く本来の業務を行っていただきたい、より事業の幅を広げ、発展していただきたいと切に願う思いが、経営理念に現れ、我々の行動規範となっております。

## その2 確かな経験・実績

## ☆増え続ける取り扱い業種・件数

ひとつひとつのお手伝いが、当事務所の知識・経験・財産となり、将来の糧になります。それは結果としてお客様へのスムーズなご案内、手続きの進行にもつながります。

## ☆「お客様」との輪

おかげさまで、何度も当事務所をご利用いただくお客様が数多くいらっしゃいます。そして、そのようなお客様からご紹介いただくお客さまも数多くいらっしゃいます。どんどんと輪が広がり、皆さまとつながっていることを感じることができます。

このお客様と広げてきた輪は、大切な資産です。

## ☆ネットワーク力と情報収集力

他の専門職業者とのつながりがあることで、必要があれば他の角度からお客様をサポートすることができます。他の専門家とのつながりにより、ベストの答えや方法にたどりつくことができます。

また、官公庁や外郭団体から配信される15のメールマガジンのほか、業務分野別に約20のメーリングリストに加入して情報を収集しています。1日に配信される電子メールは平均300通。ほぼ全てに目を通し、最新の法改正情報や、レアな業務手続きの情報収集に務めております。

さらには、twitterで発信用のアカウントを業種毎に分けて情報発信・収集を実施しております。これは行政書士業界で初めてであり、各業種毎に多数の企業担当者がフォロワーとなっています。フェイスブックにもいち早くアカウントを開設するなど、新しいツールでの情報発信及び情報収集も活用しております。

## ☆講師歴

所長の資格予備校や行政書士会での講師歴は前述のとおりです。このように講師としてお招きいただくのは、光栄なことであります。また教えることは自分自身も学ぶことにつながり、結果としてお客様へのサービス向上へとつながります。

## ☆知識力・思考力・判断力

勉強をすれば、知識を身につけることは簡単です。しかし、その知識を維持し、活用することや、知識を使って考え、判断するためには、それなりの気力と労力が必要です。もっとも、これらの力が十分になれば、お客様のサポートをすることはできません。

われわれは、知識に甘んじることなく、ベストな答えを求めて考えを共有し、判断する力を備えていると自負しております。

## ☆学ぶ姿勢・向上心

謙虚に学ぶ姿勢を持ち続けなければ、成長しません。時々刻々と変わる社会情勢、毎年の法律改正、行政の対応の仕方など、あらゆる変化に総合的に対応できるようにしなければならない我々は、やはり「学び」続けなければなりません。そして、学ぶことは、強制されるものではなく、自発的なものだと考えます。

当事務所は自ら学ぶことができるスタッフをそろえ、成長意欲の高い場となっております。そして必要に応じた資料への投資を惜しまず、個々の能力の研鑽に役立てるようにしております。

学ぶ姿勢や向上心がなければ、お客様への最善のサポートは難しいのではないのでしょうか。

## ☆PCの活用

前述したとおり、PCの活用の仕方いかんで業務のスピードが異なります。

当事務所では、許認可申請に必要なソフトを可能な限りインストールしております。IT環境を構築し、それを駆使することは結果としてお客様へのサービスの向上につながります。現に定款の電子認証は、認証費用4万円安くすみます。

また、①総合一般用②建設業者様向け用③旅行業者様向け用と、仕事の内容によって複数のHPを活用しており、お客様にとってよりアクセスしやすく、わかりやすい工夫をしております。

さらには、メーリングリスト・メールマガジン・フェイスブック・twitterも存分に活用し、情報発信及び情報収集に努めております。



## ☆新規事業の模索・開拓

規制緩和が進み、個性的な企業が増える中、新しいタイプの企業や許認可の種類が増えることは容易に想像できます。在留資格を求める企業も外国人を招へいするスタイルが多様化しています。

そんな中、我々も業務の幅を広げ、よりお客様のニーズに答えられるようにしたいと考えております。具体的な内容は、⑦将来の展望に記載しております。

## ☆新しい事柄を受け入れる姿勢

「今まではこうでしたから…」 「前例がありませんから…」 このようなセリフをよく聞きます。しかし、それは答えになっているのでしょうか。今までと違うから助けを求めているのに…。

これから迫りくるものは、すべて未来の出来事であり、新しいことです。出会ったことのない状況にも対応できるように、知識と思考力、判断力を磨くことは必至です。

われわれは、新しい事柄も柔軟に対応し、受け入れる姿勢をもつように心がけています。偏見を持たずに、想定できる状況を考えて、対応することを心がけています。これからは、より柔軟な考え方と姿勢を持つことが求められることでしょう。

## ☆ニーズを感じ取る力・適応力・想像力

これらの力は決して神がかり的なものではなく、経験に裏打ちされたものです。日々の業務を忠実に進め、お客様との信頼関係を構築することで形成される力です。少人数の事務所だからこそできる、日頃からの情報の共有や意見交換の積み重ねが、このような力を助長します。そして結果として上記の柔軟な姿勢の形成にもつながります。

よりこれらの力を働かせるためには、アンテナを張り巡らせ、学ぶ姿勢を持ち続けることが必要でしょう。様々な行動が蓄積されて、大きな力となることが実感されます。

## ☆社会貢献

我々行政書士は、「街の法律家」として日頃からお客様のお役に立ちたいという思いが強い集団です。先日の大震災は、我々自身の在り方を今一度考え直す機会となりました。今後は、より積極的に社会貢献をしたいと考えております。

これまで経験を重ね、業績を積んできた業務を、よりお客様にご満足いただけるにはどうすべきかを考えながら、よりお客様に真摯な姿勢で進めることには変わりありません。

ただ、近年の時代の流れの速さ、お客様のニーズの多様性、我々の新規開拓事業のチャンスをかんがみて、とくに以下の業務に注力していくことを考えております。

A

企業の組織改編、事業承継に伴う許認可の新規取得や承継に関する業務  
(許認可関係業務と会社・各種法人法務関係業務の融合)

B

外国向け提出文書の認証業務  
(国際関係業務の発展形)

C

マネジメントシステムの構築コンサルティング業務等  
(会社・各種法人法務関係業務の発展形)

D

個人情報保護の体制確立支援業務  
(会社・各種法人法務関係業務の発展形)



## A

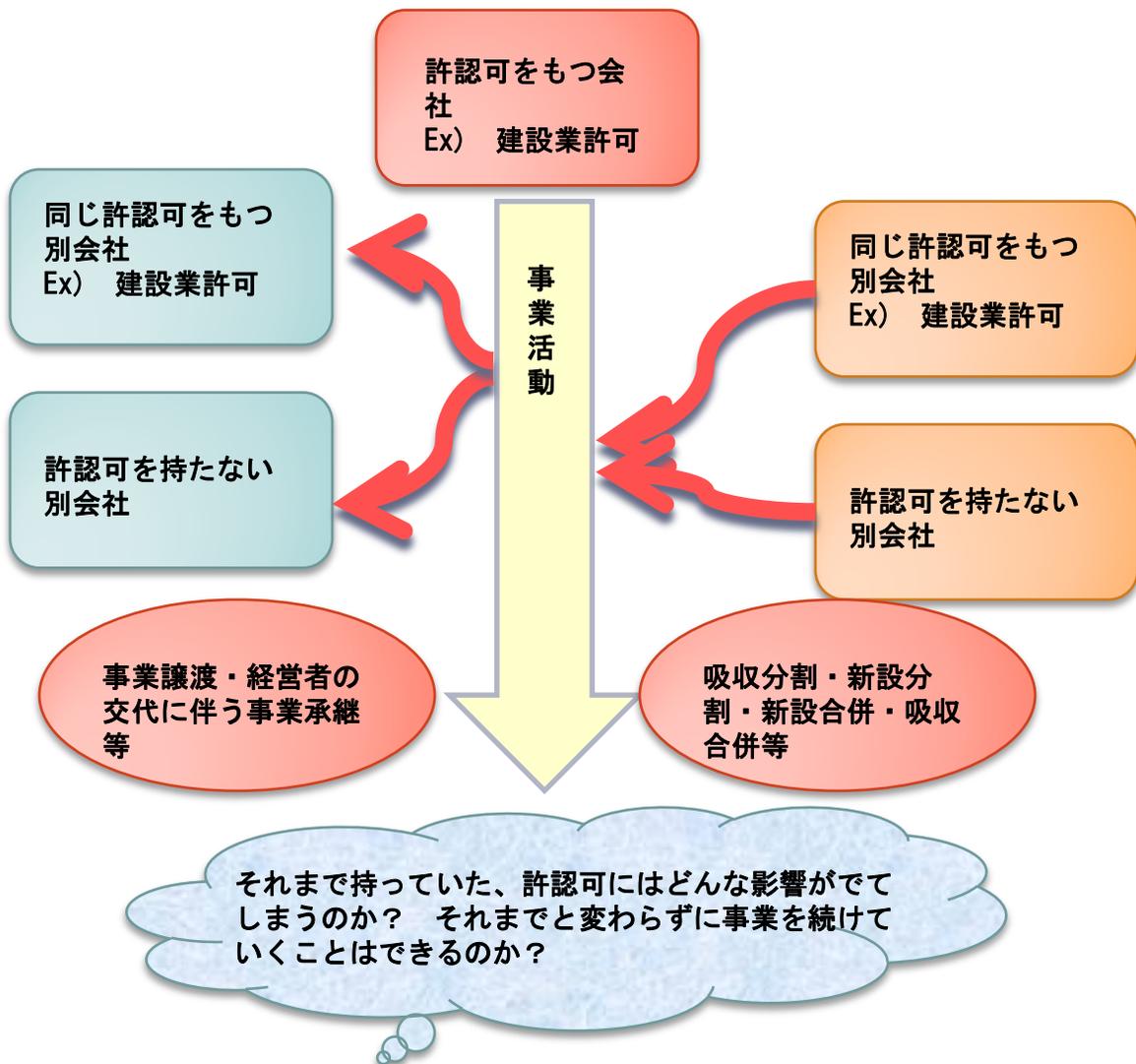
企業の組織改編、事業承継に伴う許認可の新規取得や承継に関する業務

(許認可関係業務と会社・各種法人法務関係業務の融合)

## 背景

平成18年の会社法改正を機に、企業間の組織再編や事業の譲渡等が容易に、頻繁に行われております。ライブドア事件がその典型です。

企業の在り方を各企業の責任に任せ、柔軟な組織作りができるというメリットはあるものの、それまで持っていた許認可はどうなってしまうの…?という疑問はついて回ります。そこで、しおた事務所がお手伝いできることがたくさんあるのではないかと考えております。



## 業務内容

## ＜ポイント①＞

同じ許認可をもつ企業同士の合併等及び同じ許認可を持たない企業同士の合併等のそれぞれの場合によって、もともと取得していた許認可に及ぼす影響が異なります。

また、事業を承継していく側が営業活動を阻害されないようにするために必要な手続き等も異なってきます。

どのような手続きを得て許認可を維持・継続させていくかについては、各場合によって慎重に考え、先を見通した判断と準備が必要です。

許認可手続きのプロフェッショナルとして適切な情報提供と手続き実行を行います。

## ＜ポイント②＞

税理士（公認会計士）、弁護士、司法書士などが企業から先行して事業承継等の話を受けて、計画立案に関与していくケースが目立ちますが、とくに「許認可の維持」あつての事業活動を営む企業においては、各種業法の専門知識を有する行政書士の関与は必ず必要となります。

許認可のプロにしかできないお手伝いをいたします。

適切な知識と対応、万全の準備、行政との必要な打ち合わせをせずに、企業の組織を変えてしまうと、許認可を失ったり、それまでの業績を維持できない等、取り返しのつかないことが生じてしまいます。

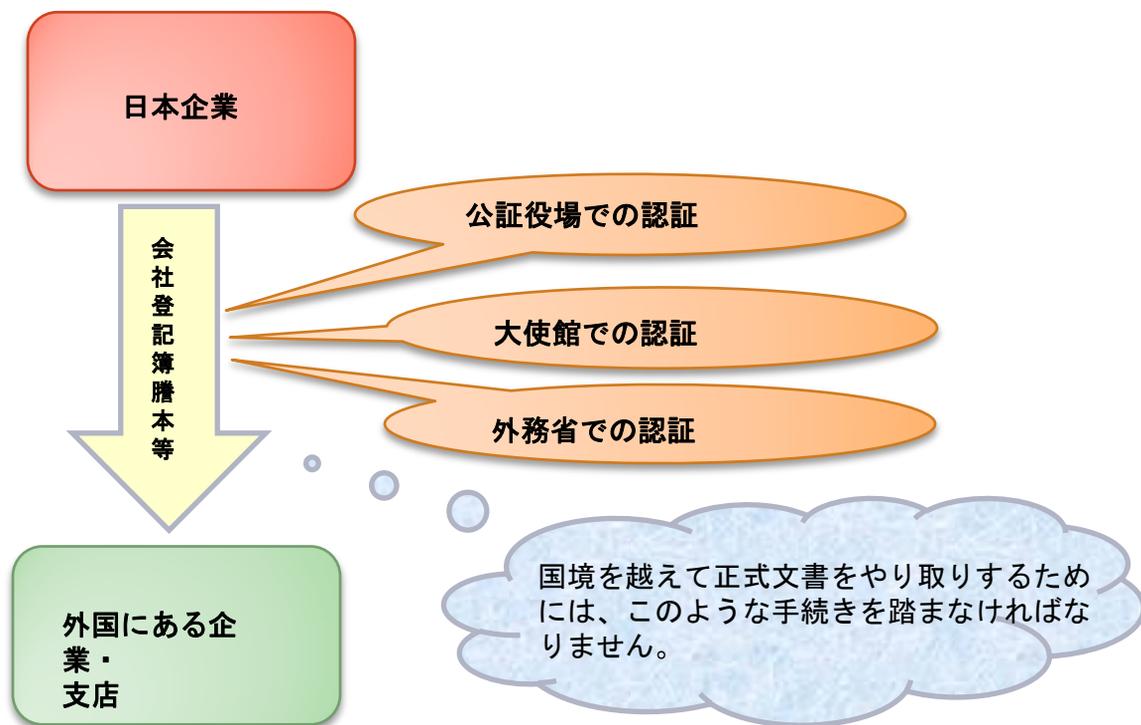
まずは、しおた事務所にご相談ください。各企業にとって、最善の方法を考え、できる限りのお手伝いをいたします。

## B

## 外国向け提出文書の認証業務 (国際関係業務の発展形)

### 背景

近年のグローバル化は目をみはるものがあります。そして、これまで以上に外国企業の日本進出が活性化すると考えられます。そうしますと、外国との文書のやり取り等も当然に発生するのですが、特殊な手続きを踏まなければならないことが多く、わかりにくいものです。ひとつの文書のやりとりがうまく進められないことで、企業の事業活動を損ねることがあってはなりません。そこで、しおた事務所がお手伝いしたいと考えております。



### 業務内容

日本企業と外国企業間の契約、日本企業の外国での特許申請、在外日本人の外国籍取得（帰化）手続や婚姻手続などにおいて、日本国内で公的証明力を持つ各種公文書（会社登記簿謄本、個人の戸籍謄本など）を外国でも通用できるようにするための手続（外務省における公印証明、アポステイユ付与申請、在日大使館での認証手続、並びにこれらの書類の翻訳業務）のお手伝いをいたします。

**公証役場、外務省、各大使館にアクセスも良く、お客様をお待たせせずにご手続を進めることができます。**

行政書士 しおた事務所

## C

## マネジメントシステムの構築コンサルティング業務等（会社・各種法人法務関係業務の発展形）

### 背景

個人情報保護法の施行や、近年の個人情報流出に伴う事件等の頻発を受け、機密情報や個人情報の取り扱いにはより一層慎重になる必要があります。情報の扱い方が企業の存続に影響を与えるといっても過言ではありません。

そのような企業のニーズにお応えすべく、これまでもプライバシーマークの認定取得のコンサルティング業務を手掛けてきた当事務所が、PDCAサイクルを基本としたマネジメントシステムの構築のお手伝いをしたいと考えております。

企業が保有する情報

企業活動

情報流出の  
おそれ

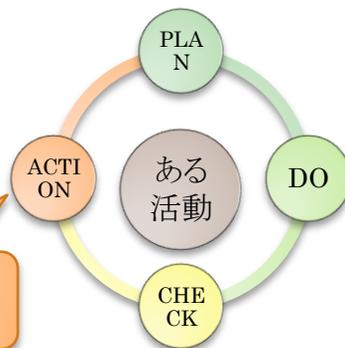
企業の存続への  
脅威

企業活動の各段階で、各業務担当者がすべきことがあります。

PDCAサイクルに基づくマネジメント構築が情報を保有する企業にとって、安全でわかりやすいよりどころとなります。

### 業務内容

### PDCAサイクル



PDCAサイクルを基本としたマネジメントシステムは、そのほかにもISO認証や貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク安全認定申請）などがあり、今後も新たな認証事業が増えていくものと予想されます。当事務所では、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステム構築に精通しており、許認可と深く関わる分野ではこの知識を活用する場面がかなり増えてくると予想されます。

数多くの許認可実例とPDCAサイクルに基づくマネジメントシステムの双方への数多くの関与が、当事務所の他の行政書士事務所にはない“強み”です。

行政書士 しおた事務所

## D

個人情報保護の体制確立支援業務  
(会社・各種法人法務関係業務の発展形)

## 背景

前述のとおり、個人情報の取りに扱い対する慎重な姿勢は、どの企業にも求められています。特に、インターネットを利用した営業活動を行う事業者にとっては、WEB掲載のプライバシーポリシーの作成並びにその内容を担保する社内個人情報保護体制の構築が必要であり、いずれかが欠如しても情報を保有する個人のお客様に不足の損害を及ぼす可能性が出てきます。

もっとも、プライバシーマークの認定を受けることや、いったん受けた認定を維持するためには、相当な労力が必要です。

そこで、当事務所では、各企業のあった最低限の社内体制の確立のお手伝いをしたいと考えております。

プライバシーマーク  
の認定を受けない企業

企業活動

情報流出の  
おそれ

企業の存続への  
脅威

企業活動の各段階で、各業務担当者がすべきことがあります。

プライバシーマークの認定を受けずとも、一企業として最低限の個人情報の取扱いに関する社内体制を確立が必要です。

企業の社会的責任

## 業務内容

プライバシーマーク認定取得支援業務で培った経験がなければできないコンサルティング手法を活かし、会社の事業規模にあった起案を行い、必要かつ最小限度での個人情報保護体制の構築の提案をご提供いたします。

## 事務所の名称

行政書士 塩田英治事務所

## 所長

行政書士 塩田英治

## 開業

平成 7年 3月 1日

## 業種

行政書士業務

## 所員

行政書士 2名 補助者 1名

## 住所

〒101-0048

東京都千代田区神田司町二丁目7番地 第三高田ビル401

## 電話・FAX

電話 03-3259-7200 / FAX 03-3259-7257

## URL

<http://www.metro-tokyo.jp/top.htm>

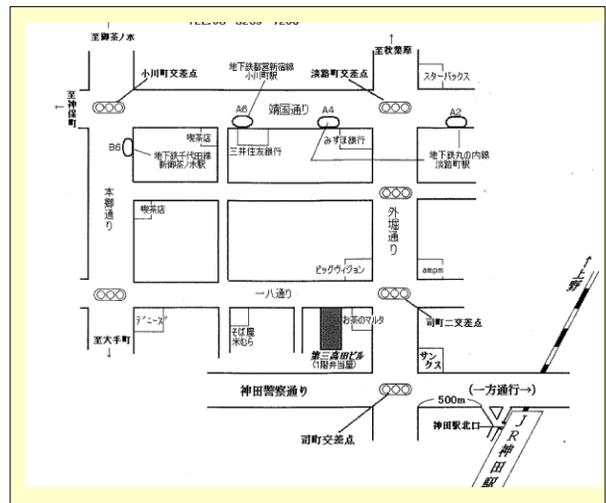
## E-Mail

shiota@metro-tokyo.jp

## MAP

## もちくんの紹介

やっぱり  
餅は餅屋ね



名前：もちくん（通称：もっちー）

名前由来：ご主人様が餅屋なので

生年月日：2011年1月1日

性別：不明

特技：ほほをふくらますこと

苦手なこと：逆立ち

自己PR：やる気でみなぎっています!!

「知的資産経営報告書」を作成することで、当事務所の運営の源は何か、当事務所にはどのような軌跡があり、どこに向かっているのか、何をすべきかということを明確に描くことができました。

お客様にご満足いただくためには、お客様のニーズと社会のニーズ、それから行政のニーズをかんがみ、もっともよい方向へと進まなければなりません。そして、我々のサービスは世の中が動き、企業が活動する以上、成長し続けなければならないものであるということを再認識しました。そして、その源泉は事務所内外の人のつながりにあるのです。

この知的資産経営報告書によって、当事務所がどのような姿勢で事業に取り組んでいるのかをご理解いただけたら幸いです。

## 知的資産経営報告書とは

「知的資産」とは、企業などがその経営応対や業績を評価される際に、これまであまり顧みられなかった、無形の資産であり、企業等の競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産(特許・ブランドなど)、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称を意味します。

「知的資産経営報告書」とは、それら「知的資産」を文書にすることによって可視化し、意識的・積極的に経営に活用していこうとするものです。また、これを開示することは、お客様、所員、金融機関といったステークホルダー(利害関係者)に対して、「知的資産」を活用した経営戦略をわかりやすくお伝えし、企業価値の向上プロセスについて認識を共有化していただくことを目的としています。

## 本書ご利用上の注意

本知的資産経営報告書に掲載しました将来の展望並びに付帯する事業見込みなどは、すべて現在入手可能な情報をもとに、当事務所の判断にて記載しております。そのため、将来にわたり当事務所を取り巻く経営環境(内部環境及び外部環境)の変化によって、これらの記載内容などを変更すべき必要が生じることもあり、その際には、本報告書の内容が将来実施または実現する内容と異なる可能性もあります。よって、本報告書に掲載した内容や数値などを当事務所が将来にわたって保証するものではないことを十分にご了承願います。

### 知的資産経営報告書2011年度版

#### 「知的資産経営報告書」

《作成者》行政書士しおた事務所 所員一同

【本報告書に関するお問い合わせ先】

行政書士しおた事務所

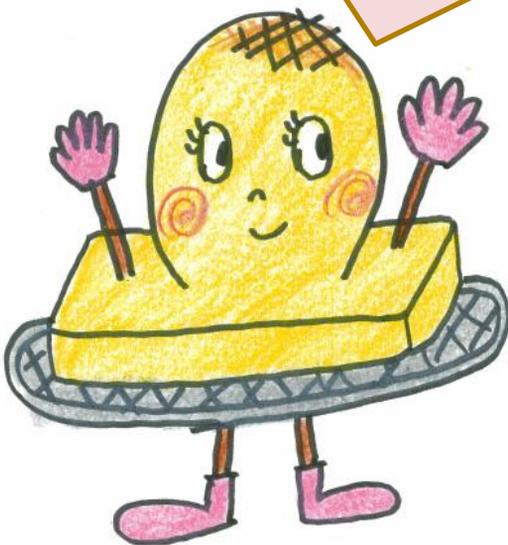
〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目7番地 第三高田ビル401

電話 03-3259-7200 FAX 03-3259-7257

しおた事務所では、御社の知的資産経営報告書の作成もしますよ！報告書って、この冊子のようなものなんです！

営業ツールとして使用できるほか、会社の社員との情報共有によって会社が目指す理念を経営者様と共有し、モチベーションの向上に利用できます。また、無体財産権として、金融機関の信用評価や助成金の審査書面などにも利用される可能性があります。

ぜひ、御社でも作成してみてくださいはいかがでしょうか？  
しおた事務所がお手伝いいたします。



興味のある方は、お気軽にお問い合わせくださいね。お待ちしております！  
もちくんより

電話：03-3259-7200

Fax：03-3259-7257

e-mail:shiota@metro-tokyo.jp